

枚方市NPO活動応援基金補助事業募集要項（案）

申請受付期間

令和7年（2025年）2月3日（月）～ 25日（火）17時30分厳守

枚方市NPO活動応援基金は、社会貢献をめざす市民・法人の皆さんからの寄附金を活用するために創設したもので、公益的な事業を展開するNPO法人の活動を支援します。

枚方市補助金等交付規則及び枚方市NPO活動応援基金補助事業補助金交付要綱等に基づき、令和7年度（2025年度）の補助事業を次のとおり募集します。

登録団体から応募（交付申請）のあった事業は、枚方市NPO活動応援基金支援審査会（以下「審査会」という。）において、寄附者の意向を尊重しながら、審査基準等に基づいて審査を行い、補助金交付の適否及び交付額等を決定します。

応募団体は、必ずこの募集要項をご確認のうえ、申請手続きをしてください。

1 対象団体（応募資格）

枚方市NPO活動応援基金支援対象団体登録要綱に基づき、あらかじめ支援対象団体として登録されたNPO法人。

2 補助対象事業

枚方市内を中心に行う特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動に係る事業であり、法令・条例・規則等に違反するものではなく、次の要件をすべて満たす事業が補助対象事業となります。

- ① 主たる効果が枚方市内で生じる公益的な事業、または、主に枚方市民を対象とした事業であること。
- ② 補助金の交付を受けようとする年度内に実施及び完了する事業であること。
- ③ 特定の個人または団体の利益となる事業でないこと。
- ④ 営利活動、政治活動、選挙活動または宗教活動を目的とした事業でないこと。
- ⑤ 枚方市及びその関係機関から他の補助等を受けている、または、受けることが決定している事業でないこと。
- ⑥ 介護保険等の公的制度による給付の対象となる事業でないこと。
- ⑦ 登録団体内の親睦やレクリエーションを主な目的とした事業でないこと。

3 補助対象経費

補助金の交付の対象となる補助対象経費は、前ページ「2 補助対象事業」の実施に直接必要な経費とし、下表（【参考】主な費目名称及びその内容）のとおりとします（注1）。団体の運営に係る経常的な経費（注2）及び団体の構成員の会合に係る経費、補助対象と認められた事業実施期間外に支出された経費（注3）、飲食費、関連団体（注4）への委託等に係る費用、団体の構成員へ支出を行う経費（補助対象事業の実施に係る人件費・旅費を除く）については、対象となりません。

注1…備品購入費については、あらかじめ上限額を設けませんが、事業審査において妥当性を審査します。

注2…団体の運営に係る経常的な経費とは、（家賃、修繕料、光熱水費、インターネット接続料、電話回線使用料、団体内部で使用する備品・文具類・書籍の購入等）及び法人の経常的な運営に係る人件費（法人職員の給与、法人運営における事務担当者の人件費等）を指します。

ただし、対象事業実施に係る人件費については対象とします。対象とする場合は、事業報告において、対象事業に係ることを証する書類の提出を必須とします。

注3…事業実施期間外に支出された経費のうち、事業実施期間内に当該事業を実施するにあたり必要な経費かつ前払いが必須等の事情により事業実施期間外に支出された会場使用料等については、対象とします。ただし、事前に審査を行った費目であり、対象事業に係る費用であることを証する書類の提出を必須とします。

注4…関連団体とは、補助金の交付申請を行う団体の構成員が役員等を兼務する団体や資本関係のある団体を指します。

【参考】主な費目名称及びその内容 ※補助対象事業の実施に要する経費のみ計上してください。

【費目名称】	【内 容】
人件費	法人の職員やアルバイト等に対する労働の対価としての給料など
謝金	講師や専門家等への謝礼金、調査・研究等に係る報償費など
旅費交通費	交通費、通行料金、宿泊費など
消耗品費	文房具や書籍等消耗品、材料費など
印刷製本費	補助事業周知にかかるチラシ、ポスター、報告書などの印刷および製本費など
通信運搬費	郵送料、宅配料など
保険料	ボランティア保険など
使用料及び賃借料	会場使用料、車両・機械等の賃借料など
備品購入費（注1）	機材の購入費など
その他の経費	上記以外の支出で補助対象事業の実施に直接必要なもの

4 補助内容

- ・ 寄附積立額の範囲内において補助対象事業費を補助し、補助金の交付申請ができるのは1団体1事業とします。
- ・ 令和5年度(2023年度)以降に補助金の交付があった事業については、補助金交付回数が3回に到達するまでは、一般寄附を活用した補助金の交付申請が可能です。(一般寄附の活用は同一の団体が行う同一事業につき3回まで。団体希望寄附の活用は無制限。)

< 補助金交付額 >

- ① 「一般寄附を活用した補助金」の交付額は、令和5年度(2023年度)以降の対象事業の補助金交付回数により異なります。

- ・ 1回目は、補助対象経費全額(ただし、上限は30万円)
- ・ 2回目は、補助対象経費の3/4以内(ただし、上限は30万円)
- ・ 3回目は、補助対象経費の1/2以内(ただし、上限は30万円)

- ② 「団体希望寄附を活用した補助金」の交付額は、補助対象経費に対する補助割合を設けず、対象団体への寄附額を上限とします。

- ③ 「一般寄附からの補助金」と「団体希望寄附からの補助金」の2種類の寄附から補助金の交付を申請することも出来ます。その場合は、「団体希望寄附からの補助金の交付額(上記②参照)」に加えて、補助対象経費から「団体希望寄附からの補助金の交付額」を除いた額に対する「一般寄附を活用した補助金の交付額(上記①参照)」を申請することが出来ます。

※ 寄附積立額の状況や事業の内容等を勘案して、審査会における審査の結果、申請額より減額される可能性があります。

【参考】寄附積立額 (令和6年(2024年)12月31日現在) ※ただし楽天ふるさと納税での寄附は12月25日分まで。

「一般寄附」・・・・・・・・・・5,412,726円

「団体希望寄附」・・・・・・・・・・840,000円

- ・ 「団体希望寄附」対象団体については、別途個別に連絡します。
- ・ 「団体希望寄附」の残額については、翌年度に同一の団体への団体希望寄附として繰り越すものとします。ただし、繰り越しの限度は2回までとし、翌々年度においても残額が生じた場合は、その次年度に一般寄附として繰り越すものとします。

5 応募方法

所定の申請書等にご記入いただき、枚方市市民活動課へ直接ご提出ください。

なお、郵送やメールによる申請の受付や、提出された書類等の返却はできませんので、あらかじめご了承ください。

① 提出書類

- (a) 補助金交付申請書・・・様式第3号
- (b) 事業計画書（当該事業に係るもの）・・・様式第4号
- (c) 収支予算書（当該事業に係るもの）・・・様式第5号
- (d) 定款（最新のもの）
- (e) その他参考となる資料（任意）
- (f) 直近の事業年度の事業報告書
- (g) 直近の事業年度の活動計算書（決算）
- (h) 直近の事業年度の貸借対照表
- (i) 直近の事業年度の財産目録

※(e)は、A3サイズまでの大きさで、片面のみ1枚までとします（カラー可）。

提出を希望される場合は、**3月3日（月）**までに資料20部を市民活動課へ提出してください。

※(f)～(i)は、既に市民活動課へ提出済の場合は省略可能です。

なお、「直近の」とは、法で定められた提出期限（事業年度終了日から3か月後）が到来しているもののうち、最も現事業年度に近いものを指します。

② 申請受付期間

令和7年（2025年）2月3日（月）～25日（火）

③ 申請受付場所・時間

<受付場所>

〒573-8666 枚方市大垣内町2丁目1番20号
枚方市役所 別館3階 市民活動課

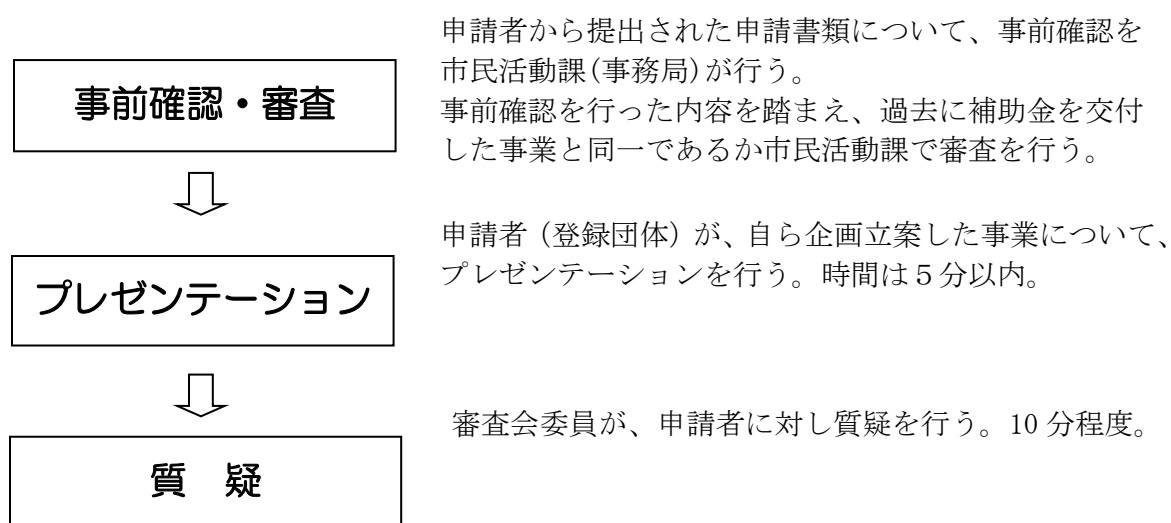
<受付時間>

午前9時から午後5時30分まで ※ 土・日・祝を除く

6 対象事業の選考審査について

申請のあった補助事業についての補助金交付の適否及び交付額等の審査は、枚方市NPO活動応援基金支援審査会が行います。審査会は、寄附者の意向を尊重しながら、申請者から提出された事業計画書及び収支予算書、申請者による説明・意見（プレゼンテーション）等に基づいて、調査審議し、審査委員の合議によりその適否及び妥当性を審査し、その審査結果に基づき、補助金交付の適否、補助金の交付額、補助金の交付条件等を市に報告します。

市は、この報告を受け、補助内容を決定します。審査は、次の方法で行います。



※ 審査当日には、申請団体の代表者または担当者が必ず出席してください。
出席できない場合は、選考審査の対象外となります。

※ プレゼンテーションで、パワーポイント等を用いた説明を行う場合は、事前に使用を希望するソフト等の詳細を市民活動課にお伝えいただき、**3月3日（月）**までにデータを送付してください。ソフトによっては、使用できない場合がございますので、ご了承ください。

◆審査基準について

I. 公益性、II. 実現可能性、III. 自立性、IV. 発展性、V. 情報発信性の5項目における13の具体的項目について、それぞれの配点を3点又は5点とし、その範囲内で採点し、合計点により審査します。

採点の上位の団体から補助対象とし、その補助対象の補助金累計額が寄附積立額を超えない範囲で補助するものとします。

審査基準	概要	具体的項目	配点
I. 公益性	事業の成果が、多くの市民に幅広く還元される公益性があるか。	① 特定の市民や団体の利益ではなく、多くの市民の利益につながるか。また、多くの市民が参加又は賛同できる事業内容か。	5
		② 現在の社会的課題又は社会に潜む課題に取り組むものか。	3
		③ 事業が枚方市民に与える効果とその確認方法を十分に検討しているか。	3
II. 実現可能性	事業や資金計画などに無理が無く、自主的、自立的に事業を遂行する能力があるか。	④ 事業計画・収支予算の内容が適切であり、実施スケジュールと体制は整っているか。	5
		⑤ 事業内容は事業目的に合致しているか。	3
		⑥ 意欲や熱意をもって事業に取り組もうとしているか。	3
III. 自立性	当該補助金の活用により、法人や事業の自立につながるか。	⑦ 当該補助金以外に、財源の確保に取り組もうとしているか。	5
		⑧ 事業の担い手や賛同者を増やす取り組みを行っているか。	3
		⑨ 団体の財政状況が健全で、事業内容と団体のめざすべき方向性が整合しているか。	3
IV. 発展性	当該補助金の活用により、事業が発展し、市民活動の発展につながるか。	⑩ 新たな取り組み又は既存事業の発展に取り組んでいるか。	5
		⑪ より多くの市民等を巻き込み、地域社会全体の取り組みとして発展する可能性があるか。	3
		⑫ 同じ分野あるいは同じ地域で活動する、他の団体や市民・行政等と、目的の共有や連携・協力した活動を行おうとしているか。	3
V. 情報発信性	法人や事業に関する情報を積極的に発信しているか。	⑬ 事業に関わる情報を積極的に発信しているか。	3

7 補助に関する手続き等の流れ

補助事業の募集 <令和7年(2025年)2月3日(月)~25日(火)17時30分>

市所定の様式で補助金の交付申請を行ってください。

※提出された申請書類は市ホームページに掲載します。



申請のあった事業の審査 <令和7年(2025年)3月24日(月)>

審査会が書類及びプレゼンテーションにより審査します。

※プレゼンテーションの時間は市で指定の上、後日通知します。



補助事業・補助額等の決定 <令和7年(2025年)年5月上旬予定>

補助金交付決定に関する通知をお送りします。(交付申請額と交付決定額が異なる場合は、事業計画書、予算書の再提出を求める場合があります。)



中間報告の受付 <令和7年(2025年)9月> 及び

事業実績報告の受付 <令和8年(2026年)3月>

事業の完了時には事業実績報告をしてください。その内容を審査し、補助金を確定します。

※補助対象額の実績額が、申請時よりも下がった場合には、実績報告により報告された補助対象額により、補助金が確定します。概算払いにより補助金が交付されている場合には、補助金の返納を求めますので、ご注意下さい。



動画による事業実施報告の配信 <令和8年(2026年)9月頃>

市民や寄附者等に広く周知することを目的として、動画による事業実施報告を行うため、動画等の作成にご協力していただきます。

8 補助金の交付決定のあった事業の実施について

- ①交付決定通知を受け取った団体は、事業の着手**報告書**を提出し、事業計画に基づいて事業を実施してください。
- ②補助金は補助事業が終了した後の支払い（完了払い）を基本とします。事業運営に必要な場合に限り概算払いも可能です。その場合は、別途ご相談下さい。
概算払いを選択した場合、事業実施後に精算が発生することがあります。
- ③事業実施期間中には事業の進捗状況を確認する場合があります、中間報告を求めます。
- ④事業終了後は、事業の完了日から 30 日まで、または、事業実施年度の 3 月末日までに事業実績報告書及び交付請求書を提出して下さい。
その内容を審査し、補助金を確定・交付します。
- ⑤事業の中間報告、事業実績報告の内容については、それぞれ事業の進捗や実施による効果等を寄附者等に発表し、また、補助事業の P R については、団体独自の媒体（ホームページ、機関紙等）を活用して積極的に広く発信してください。
- ⑥補助金交付規則及び要綱や補助金交付決定の内容、これに付した条件に違反した場合、不適切な経費支出等が認められる場合、または、事業内容の大幅な変更や中止せざるを得ない状況があった場合等においては、補助金の全額またはその一部を返還していただくことがあります。
事業内容の大幅な変更や中止せざるを得ない状況があった場合は、速やかに市民活動課へ届け出てください。
- ⑦枚方市への寄附金（公金）を原資とした補助事業となるため、市民活動課から事業の実施状況等の確認を実施することがあります。
実施状況等の確認が出来ず事業について疑義が生じる場合は、補助金交付決定の取り消しとなる場合もありますので、必ずご協力をお願いします。

※事業実施における注意事項等の詳細は、補助金交付決定団体に通知します。

■お問い合わせ先

枚方市 市長公室 市民活動課

〒573-8666 枚方市大垣内町 2-1-20（別館 3 階）

TEL (072) 841-1273 FAX (072) 841-5133 E-mail : skatudo@city.hirakata.osaka.jp

市公式ホームページ : <http://www.city.hirakata.osaka.jp>